

新社協第 289 号
平成 30 年 5 月 30 日

新潟県社会福祉協議会会員
社会福祉施設・事業所長 様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
常務理事・事務局長 関 谷 政 友

平成 30 年度社会福祉基金運用益活用助成事業の実施について

本会会員の民間社会福祉施設等を対象に、利用者へのサービスに供する備品への助成を別紙「社会福祉基金運用益活用助成事業実施要綱」により実施します。

については、助成を希望する施設は下記により応募してください。

記

- 1 平成 30 年度助成対象施設
本会会員で次の民間社会福祉施設（102 施設）
なお、過去 3 年間に本会から助成を受けた施設は対象外とします。
 - ① 救護施設
 - ② 障害者支援施設（施設入所支援）
 - ③ 障害者共同生活援助（グループホーム）
 - ④ 児童施設
 - ⑤ 母子施設
- 2 平成 30 年度助成対象備品
防火・防災、防犯、救命対応に係る備品（防災製品、災害用品、防災カーテン、発電機、防犯カメラ、AED、避難用車椅子等）
- 3 助成額 一施設（事業所）20 万円を限度に助成（総額 240 万円）
- 4 応募方法
別紙「民間社会福祉施設備品等希望調査票」のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、を記載し、6 月 29 日（金）までに、メールで提出してください。
なお、調査票は本会ホームページ <http://www.fukushiniigata.or.jp/> に掲載しますので活用してください。
【提出先】▶メールアドレス：volunteer@fukushiniigata.or.jp
- 5 助成決定及び送金予定 社会福祉基金運用益活用助成事業は 7 月下旬に助成決定、8 月下旬送金予定
- 6 その他
平成 30 年度民間福祉施設備品等希望調査の実施について
本助成事業とは別に、本会が県民や企業等から受けた寄付金等を寄付者の意向に添う寄贈先の選定に備え事前の希望調査を兼ねて行います。
本助成事業の対象備品以外に希望備品について記入してください（Ⅳ、Ⅴの項目）。
なお、本調査により必ず寄贈（助成）されるものではありません。

担当：地域福祉課 山井
TEL 025-281-5521 FAX 025-285-0303